

守口市営住宅集約最適化検討委員会条例

(設置)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守口市営住宅集約最適化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 守口市営住宅の集約最適化に関する計画(以下「計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 計画の中間検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、守口市営住宅の集約最適化に関する事項

(委員)

**第3条** 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、1年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、市営住宅主管課において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、令和4年4月1日から施行する。